

大阪府森林組合通信

2020.11 Vol.39

アカメガシワ
撮影地：高槻市

大阪府森林組合 第19回通常総代会 祝辞

このたび、大阪府森林組合第「19回通常総代会」が開催されますことを心からお慶び申し上げます。

栗本組合長様をはじめ、役員及び組合員の皆様には、日頃から森林行政の推進にご協力をいただき、とりわけ、一昨年の台風による倒木の復旧作業については、被災直後からご尽力いただいておりますこと、厚くお礼申し上げます。

また、今年は森林組合通常総代会を書面による議決とするなど、新型コロナウイルス感染拡大の防止にご協力を賜っておりますこと、心より感謝申し上げます。

さて、昨年4月より、森林経営管理法に基づく新たな管理制度が始まりました。本制度では、市町村が仲介役となり、適切な管理がされていない森林を意欲と能力のある林業経営者に集約して管理を委託し、または市町村が直接管理することで、林業の成長産業化と森林資源の適正管理の両立が図られることになります。

こうしたなか、林業経営管理の担い手の中核である貴組合の役割は、ますます重要となっております。

引き続き、貴組合の皆様のご理解とご協力をお願いするとともに、より一層、大阪の林業を牽引していただきたいと期待しております。

結びに、貴組合のますますのご発展と、役員及び組合員の皆様のさらなるご健勝、ご多幸を心から祈念し、お祝いの言葉といたします。

令和2年8月31日

大阪府知事 吉村 洋文

ご挨拶

大阪府森林組合
代表理事組合長 栗本 修滋



代表理事組合長の栗本です。
この原稿をしたためているのは虫の音とともに日々過ぎしやすくなっているところであり、皆様のお手元に届くころには、さらに秋が深まっていることと思います。

組合員の皆様におかれましては、ご健勝のことと存じます。さて当組合は、本年7月29日に臨時総代会を、8月31日には第19回通常総代会を、そ

れぞれ大阪市内の会場において、総代の皆様の書面による議決権行使により開催し、理事・監事26名を選任する役員改選を含む上程7議案を可決・承認していただきました。また令和元年度においては、組合員の皆様や関係機関のご支援によりまして、黒字決算となりましたことをご報告いたします。

改めてお礼申し上げます。令和2年の年明けからコロナ禍により社会が混乱し、本組合においても大阪府の要請に従って、在宅勤務などを実施しました。その後、所謂3密を避ける体制を構築し、通常業務に戻った現在においても継続させております。

一方、コロナ禍であっても防災のことを考えると、森林整備を着実に、かつ安全に実施する必要があります。例え

ば、職員の在宅勤務によって現場と事務所との連携体制が疎かにならないように、支店長は最も気を配ったはずですが、どのような状況でも労働災害を発生させてはならないと肝に銘じています。

また、コロナ禍は日々の暮らしだけでなく、経済に打撃を与えており、林業界も例外ではなく、全国的な傾向として、木材価格は下落しています。森林組合は少しでも需要を喚起させるため、府内の市町村に府内産木材の利用をお願いしています。また、良質な木材の供給に尽力していることもお伝えしています。このような努力の結果、市町村からの引き合いや問い合わせが漸増しています。

令和2年度も変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

Contents

ご挨拶	1	大阪府協同組合・非営利共同セクター連絡協議会の設立について	4
大阪府森林組合第19回通常総代会 祝辞	1	木材共販所でのコロナウイルスの影響について	5
今年度の総代会について	2	大阪府の森林環境税について	5
令和元年度決算報告	2	森林災害復旧に強い味方	6
令和2年度事業計画	3	稲木足・杭丸太の需給マッチング	8
役員改選について	3	組合の新しいメンバー紹介	8
森林の土地を取得したときは届出が必要です	4	加入してよかった森林保険	8

のスケジュールで進めることができました。
また総代各位にも書面による総代会開催
をお願いし、ご理解とご協力を得られたこ
とも、円滑な進捗につながったものと感じ
ています。

結果として臨時総代会では230通、通常総代会では213通の書面議決書を受領することができました。

この場をお借りして、本年の総代会にご協力いただきました皆様に改めましてお礼申し上げます。

本来、総代会は組合員の代表である総代各位に参集いただき、1年間の組合の報告をさせていただき、また忌憚のない意見を承りながら、次年度の組合運営につなげていくという大切な節目であることは間違いありません。

しかし今後、新たなウイルスの蔓延などが発生した場合など、多人数での参集を回避すべきときに、組合の経営状況を、総代をはじめ組合員各位にいかにして伝え、ご判断いただくのかという点では、今年は貴重な経験となりました。

令和元年度決算報告

(単位：円)

1. 受取手形の割引高は 0 円である。
2. 受取手形の裏書譲渡高は 0 円である。

損益計算書（令和元年6月1日～令和2年5月31日）

(単位：円)

部門別損益計算書

(単位：円)

科 目	小 計	合 計
I 事業総損益		
1. 収益	1,522,893,567	
2. 費用	1,155,472,323	
事業総利益		367,421,244
II 事業管理費		
1. 人件費	200,545,117	
2. 旅費交通費	3,449,069	
3. 事務費	8,137,042	
4. 業務費	4,173,497	
5. 諸税負担金	6,972,090	
6. 施設費	50,085,003	
7. 雑費	508,000	
事業管理費計		273,869,818
事業利益		93,551,426
III 事業外損益		
1. 事業外収益	5,021,038	
2. 事業外費用	1,704,056	
事業外損益		3,316,982
経常利益		96,868,408
IV 特別損益		
1. 特別利益	254,000	
2. 特別損失	97,001	
特別損益		156,999
税引前当期利益		97,025,407
法人税及び住民税額		10,685,520
当期剰余金		86,339,887
前期繰越剰余金		91,096,589
当期末処分剰余金		177,436,476

部 門 別	費 用	収 益	損 益
指 導 部 門	4,660,160	2,983,890	△ 1,676,270
販 売 部 門	144,494,018	144,544,484	50,466
加 工 部 門	101,819,912	95,614,444	△ 6,205,468
森林整備部門	904,498,233	1,279,750,749	375,252,516
合 計	1,155,427,323	1,522,893,567	367,421,244

令和元年度剰余金処分手案

(単位：円)

摘 要	積算内訳	小 計	合 計
I 当期末処分剰余金			177,436,476
II 剰余金処分別			
1. 法定準備金		18,000,000	
2. 任意積立金		35,000,000	
持続的な森づくり積立金		35,000,000	88,000,000
III 次期繰越剰余金			89,436,476



新旧役員

令和2年度事業計画

昨年に成立した森林経営管理法は、森林所有者の意向を踏まえた上で、市町村が森林の経営や管理の主体になることと定めており、森林が所在する市町村は、森林の現況調査や所有者への意向調査などに着手することが求められます。

森林組合は森林整備の中核的担い手として、長年にわたり培ってきた森林所有者との信頼関係や森林に関する技能と知識を最大限発揮し、主体となる市町村と協働しながら、組合員各位の貴重な財産である森林を次代につなげることを第一の使命と考え、森林経営管理法の業務に取り組んでまいります。

一昨年の台風21号の被災直後から、当組合は森林復旧に努めているものの、未だ風倒木処理に着手できていない森林も多く、各種の補助事業などを活用し、今後も被災森林の復旧に努めてまいります。

多発する森林災害を踏まえて、大阪府知事に直接、要望書を手渡すなど、大阪府の森林環境税継続の要望

活動を展開してまいりましたところ、関係各位の後押しもあり、昨年9月の大阪府議会において、継続が決定されました。

新たな知見に基づく森林の土石流・流木対策が森林環境税の対象事業となり、府内の56か所の堰堤の設置に加え、危険木除去や本数調整伐を実施することとされており、関連する事業の受注に積極的に取り組んでまいります。

令和2年度は新制度等に対応して木材利用事業や森林整備事業を進捗させるとともに、利用事業においては、一時的に休止している森林リサイクル事業の認可に向けた所要の手続きを進めます。これらの手続きは、木材の有効活用を幅広く進め、新たな組合の事業の柱として収支の安定化に寄与するものであります。

以上のことを着実に実行し、組合員の林業経営のサポートを推進し、大阪府内の森林の健全育成に努めるとともに、組合経営基盤の強化を図ってまいります。

1 部門別損益計画

(単位：千円)

部 門	費 用	収 益	損 益
指導部門	4,000	1,740	△ 2,260
販売部門	157,100	163,200	6,100
加工部門	103,000	105,000	2,000
森林整備部門	825,050	1,108,560	283,510
合 計	1,089,150	1,378,500	289,350

2 事業総損益

I. 事業総利益	289,350
II. 事業管理費	265,450
III. 事業外損益	500
IV. 特別損益	0
V. 利益剰余金(税引前剰余金)	24,400

役員改選について

当組合は令和2年8月31日に第19回通常総代会を開催し、役員改選についての議案を上程いたしました。書面による投票の結果、賛成210名、無効3名、反対0名で役員改選について可決・承認をいただき、新たな役員体制となりましたことをお知らせします。

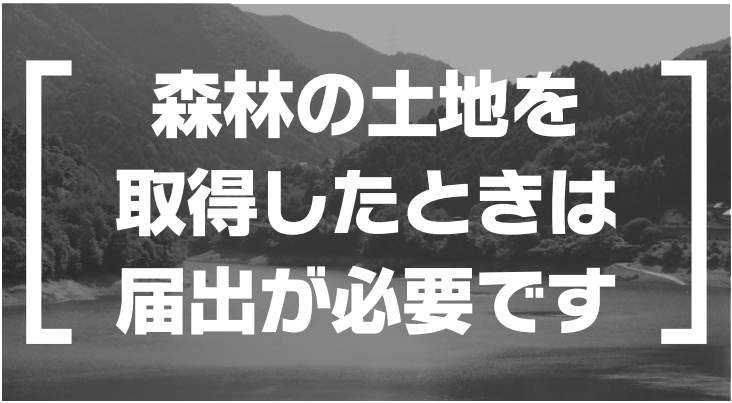
新たな役員体制

代表理事組合長	栗本 修滋(再任)
副組合長理事	中 和博 (再任)
副組合長理事	蔵人 俊幸(昇任)
副組合長理事	奥野 豊 (再任)
副組合長理事	橋本 吉兄(再任)
常務理事(職員兼務)	堀切 修平(昇任)
常務理事(職員兼務)	山田 重雄(昇任)
理 事	三浦 勝志(再任)

理 事	長澤 伸之(再任)
理 事	中井 幸一(新任)
理 事	押田 博孝(新任)
理 事	岸田 英雄(新任)
理 事	生野 輝正(新任)
理 事	森下 正敏(再任)
理 事	伏井 信之(再任)
理 事	越井 康之(再任)
理 事	西出 秋廣(新任)
理 事	齊喜 徳次(新任)
理 事	川村 俊昭(新任)
理 事	吉田 定雄(再任)
理 事	波田 智行(新任)

理事(職員兼務)	花崎 由泰 (再任)
理事(職員兼務)	都解 浩一郎(再任)
代表監事	芝 久雄 (昇任)
監 事	堀田 昇一 (新任)
監 事	杉本 隆 (再任)

また本総代会をもって、数内周様、寺内勇様、堂脇末雄様、山本哲三様、田中豊秋様、南幸助様、廣田直久様、葛城修平様、南敏治様が役員を退任されました。長きにわたり、組合運営にご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。



届出制度について

昨年、国の森林環境譲与税が施行されたことにより、それまでの都道府県から市町村が地域の森林整備の主体として位置づけられ、森林管理の意向調査をはじめ、条件によつては森林整備までを担うことになっていきます。

また昨今、豪雨による土砂災害や大型台風による樹木の風倒被害など、今まで経験したことがない気象害による森林災害も頻発しています。

その時に重要となるのが森林所有者情報です。

森林情報は森林簿というものが都道府県で整備され、森林整備などに活用されていましたが、時間の経過とともに、森林簿記載の所有者の転居や異動などにより所有者不明森林が増加する傾向にあります。

そのことを解消するため、平成24年から森林の土地を取得した場合

は、市町村に届出が必要となります。

さらに平成28年5月の森林法改正において市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地所有者に関する情報などを整備・公表する林地台帳制度が創設されるなど、森林所有者に関する情報は、年々、重要度を増しており、常に最新の情報に更新されることが求められています。

届出が必要な場合

個人、法人を問わず、森林の売買、相続、贈与などにより、地域森林計画の対象森林の土地を新たに取得した場合に、森林の土地所有者届出が必要となります。

面積基準はありませんので、面積

が小さくても届出の対象となります。

（ただし国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出した場合は、森林の土地の所有者届出は不要）

また法務局に所有権移転登記を行った場合についても、登記は第三者への対抗要件であり、届出を不要とする措置は定められていません。また所有権移転登記したことを市町村が把握していても、届出を行う義務があります。

届出方法

森林の土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村の長に届出を行います。

相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に法定相続人の共有物として届出をする必要があります。

市町村役場に備え付けられる届出書類に必要な事項を記入の上、①森林の土地の位置を示す図面（任意の図面に大まかな位置を記入）、②森林の土地の権利を取得したことがわかる書類（登記事項証明、土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地権利書など）を添付しての申請となります。

届出をしなかった場合

届出をしない、または虚偽の届出を行った場合は、10万円以下の過料が科されることがあります。

大阪府協同組合・非営利共同セクター連絡協議会の設立について

日本社会は、少子高齢化による人口減少、貧困などの格差社会、食糧自給、環境保全、地球温暖化、多発する異常気象や大規模災害など、さまざまな問題に直面しています。

このような今日的な社会問題に対し、相互扶助の精神に基づき、営利を目的とせず、社会的目的を実現するために、人々が共同して活動する協同組合と非営利共同組織の社会的役割は、ますます重要となっています。

その役割を果たすためには、これまでのように各組織が、それぞれの分野で事業活動を進めていくことに加え、連携した取り組みを推進していくことにより、よりいっそうの役割発揮が期待されます。

この度、大阪府内で活動する協同組合及びNPO等の非営利協同セクター

が、日常的な関係づくりを行い、SDGsの活動や、共通する社会的課題等に対し、連携・協同した取り組みを推進し、持続可能な地域社会づくりに貢献していくために、連携組織「大阪府協同組合・非営利協同セクター連絡協議会」を設立することとなりました。

このような協同組合等の連携組織は、全国で6府県には存在せず、その一つが大阪でした。しかし近年、2012年の国際協同組合年、2016年の協同組合の思想と実践のユネスコ無形文化遺産の登録など、国際的な協同組合への期待の高まり、また日本国内では、2018年にJA全中や日本生活協同組合連合会などで日本協同組合連携機構(JCA)の設立等の背景から、大阪における連携組織の設立に向け、2018年より準備を進めてきました。

他県の活動に学び、そこに大阪らしさも加えて、大阪府内の協同組合と、非営利共同セクターが相互に連携し、共通する社会的課題の解決に取り組み、協同組合とNPOなどの非営利活動セクターの活動の促進をはかることを目的に、「大阪府協同組合・非営利共同セクター連絡協議会」が令和2年7月14日に設立されました。

協議会に加盟する団体は50音順に以下の9団体です。

- 一般社団法人 大阪労働者福祉協議会
- 大阪府漁業協同組合連合会
- 大阪府森林組合
- 大阪府生活協同組合連合会
- 大阪府農業協同組合中央会
- 近畿労働金庫
- 社会福祉法人大阪ボランティア協会
- 日本赤十字社大阪府支部

日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会センター事業団関西事業本部

なお協議会の初代会長には、大阪府森林組合の栗本組合長が就任。

今後は「国際協同組合デー」や「ワン・ワールド・フェスティバル」への出展、各団体が主体となり開催するセミナーなどへの協力などを通じて、連携を深めていく予定です。



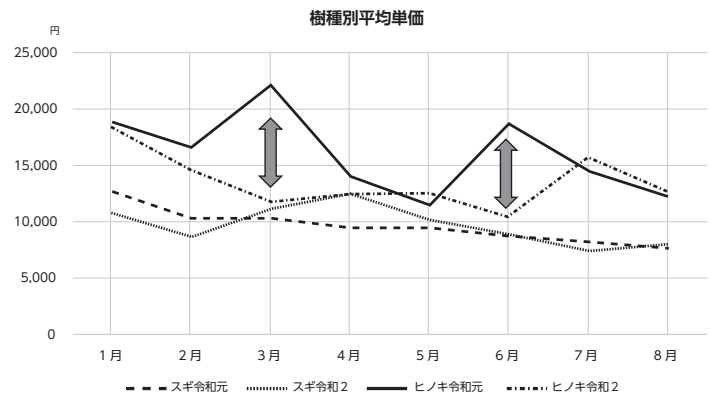
設立の集い

木材共販所での コロナウイルスの 影響について

「コロナでアカンわ」「製品動かんから原木要らんねん」などといった声が聞こえるコロナ禍中の木材共販所です。

現在の状況と今後の展望をまとめてみました。

まず、昨年と今年の平均単価を比較してみると、3月と6月のヒノキの価格が大きく下がっていることがわかります。



当共販所での取り扱い量は、他の市場より少ないため原木の質の偏りで、価格が大きく変化します。例えば台風による風倒木が多く出荷されたとか、高樹齢の優良材が多かったなどという要因で平均単価が変化することがあります。

しかし、それを加味しても価格の落ち込みが大きすぎると思われる。買い手の方々からの情報をまとめると、次のとおりです。

新型コロナウイルスにより経済が停滞し、新築住宅が建たなくなった。

柱材の需要が特になくなり製品の動きがない。

リフォーム工事も少なく資材の注文が来ない。

岸和田だんじり祭りをはじめとする祭礼の中止により、だんじりテコ用材の注文がなくなった。

バイオマス発電用の木材チップも不足していないので買取価格は下がりつつある。

などが聞き取れました。やはりコロナの影響は山の中にまで及んでいるといえるでしょう。さて今後を含めた状況ですが、合



令和2年9月18日開催の市



木材価格の安定化に向けて



パルプ原料となる原木

大阪府 森林環境税について

平成28年度に創設された大阪府の森林環境税については、令和2年度以降も延長されることは、以前のくみあい通信でもご紹介しました。令和2年度以降は、豪雨や猛暑への対策を短期間で集中的に実施するものとされており、その内容について紹介します。

新たな知見に基づく森林の 土石流・流木対策 約30億円

新たな知見とは、平成29年の九州北部豪雨や平成30年の西日本豪雨などの被災地の調査などにより、水が集まりやすい特定の地形(凹地形・明瞭な流路を持たない谷頭(こくとう)部)の集水地形や谷地形など地下に浸透した雨水が集まりやすい地形において災害が多発することを指し、その知見を踏まえた対策を講じるもの。

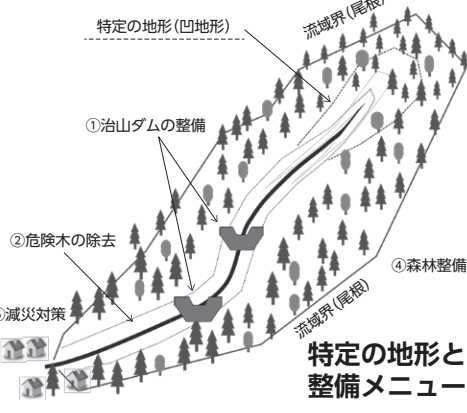
対象箇所として府内56ヶ所(次表参照)を選定し、逐次、実施する。

都市緑化を活用した猛暑対策 約15億円

災害並みの猛暑による府民の健康被害を軽減するため、暑くても屋

■土石流・流木対策実施箇所

市町村		箇所・地区	
1	能勢町	6	天王地区ほか
2	箕面市	2	如意谷地区ほか
3	茨木市	3	佐保地区ほか
4	高槻市	3	萩谷地区ほか
5	枚方市	1	穂谷地区
6	交野市	2	寺地区ほか
7	四条畷市	1	下田原地区
8	八尾市	1	教興寺地区
9	柏原市	2	田辺地区ほか
10	太子町	2	山田地区ほか
11	河南町	1	平石地区
12	富田林市	1	伏見堂地区
13	河内長野市	9	鳩原地区ほか
14	千早赤阪村	4	東阪地区ほか
15	和泉市	4	父鬼町地区ほか
16	岸和田市	4	相川町地区ほか
17	貝塚市	4	蕎原地区ほか
18	熊取町	1	野田地区ほか
19	泉佐野市	2	土丸地区ほか
20	泉南市	1	信達葛畑地区
21	阪南市	1	箱作地区
22	岬町	1	多奈川地区
計		56	



特定の地形と整備メニュー



治山ダムの整備



暑熱環境改善設備 (微細ミスト)



緑化 (樹木植栽)

外で待たざるを得ない駅前広場などで、市町村や公共交通事業者等が連携し、都市緑化を活用した猛暑対策に取り組めるよう誘導・支援するもの。

府内約150〜200箇所を対象

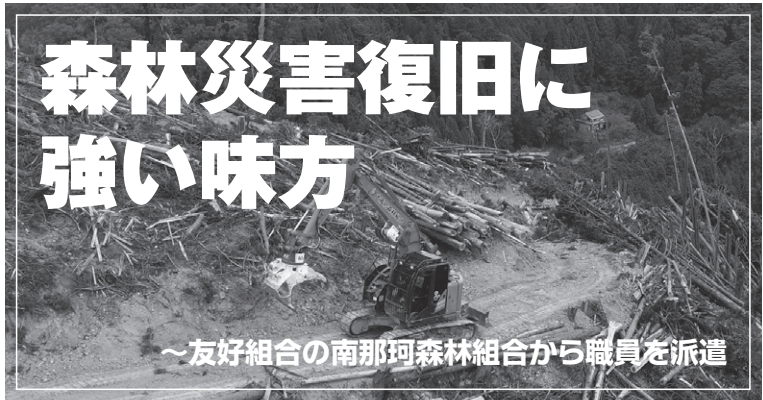
象に、都市緑化と日除けや微細ミスト発生器等の暑熱環境改善設備の整備に対し、1,500万円を上限に原則全額を補助する。



風倒被害発生直後

平成30年9月の台風21号による大規模かつ広範囲にわたる森林災害は、激甚災害指定を受けた高槻市域をはじめ、各地域の森林に被害を及ぼしました。

組合では、各種の補助事業などを活用し、補助要件が整合する地区から復旧作業を進めるとともに、



大阪府の森林環境税や保安林事業による委託業務としても災害復旧に努めています。

しかし風倒木の処理は危険が伴う作業であることはいままでもなく、現場の状況から人海戦術ではない、豊富な知識と熟練した技術を兼ね備えた少数精鋭による作業が求められます。

友好組合締結

南那珂森林組合とは平成14年に友好組合を締結以後、職員研修などを通じた交流と大阪と宮崎に、「友好の森」を造成するなど、互いの絆を深めてきました。

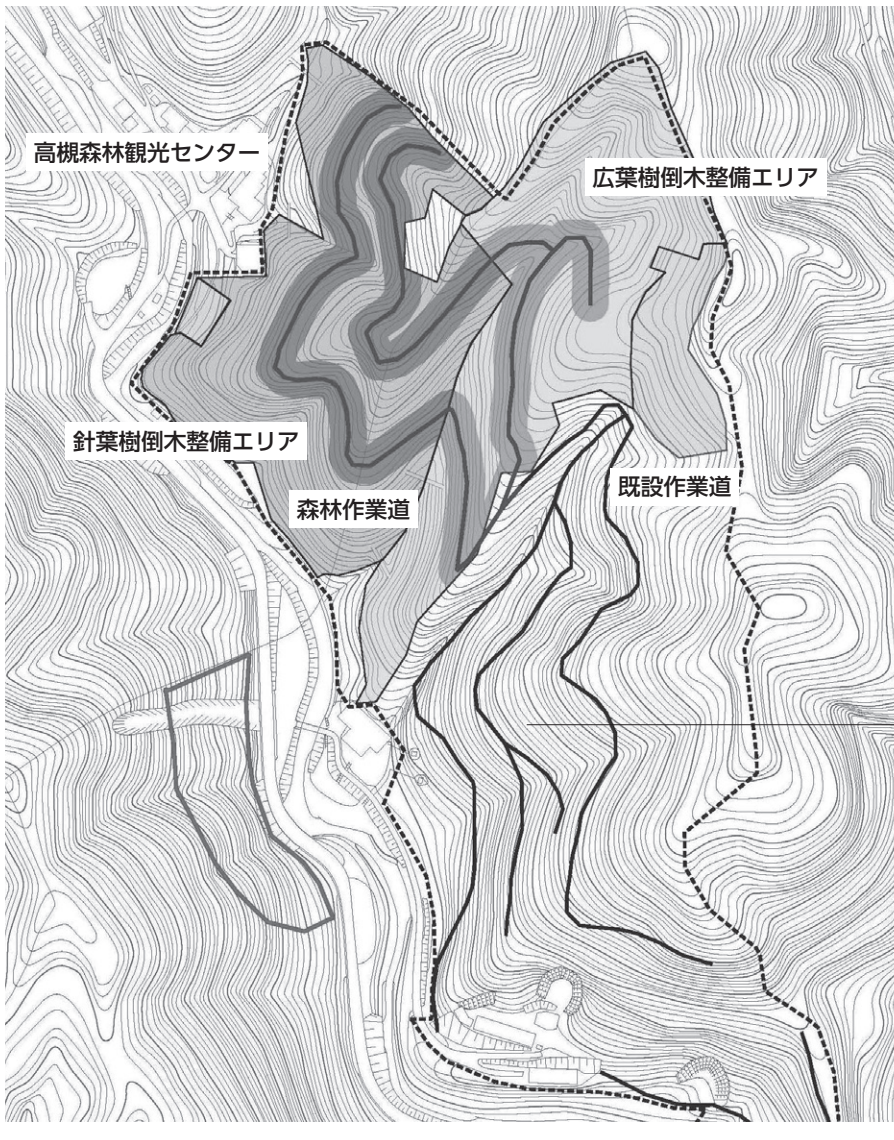
ただ事業の連携となると、遠隔地であることに加え、事業の地域性など、さまざまな課題があり、実現することはありませんでした。



友好組合提携（平成14年11月12日）

しかし、飼肥杉の産地をエリアとする南那珂森林組合では、木材生産の効率化を進めるとともに、いち早く国産材の海外輸出に取り組みなど、先進的な組合として系統でも一目置かれる存在であるとともに、森林災害現場での作業実績もお持ちの組合です。

対象事業地



災害復旧への支援

南那珂森林組合におかれては、大阪府域の森林が台風被害を受けた直後から、当組合に支援の申し入れをいただいております。

しかし被害の全容調査や森林災害復旧事業の申請、査定受検、補助申請などに忙殺されており、遠方からの作業従事者の派遣を受け入れる状況でないとの判断から、お引き受けの回答を先に延ばしておりました。

令和2年に入り、お願いする作業エリアの目処がたったことから、友好組合の相互補完の観点から、南那珂森林組合より作業員の出向を受け、当組合の指揮下において高槻森林観光センター付近の災害復旧事業の一部を、従事する契約



現地での作業打合せ

を令和2年8月21日に締結し、同年8月26日より作業に着手いただき、元気はつらつと順調に進捗しています。

作業は期間を区切って2チームで対応いただいております。

作業に従事いただく方は単身で来阪し、豊能支店の労務宿舍で

ご挨拶

南那珂森林組合 代表理事組合長の井上と申します。

貴組合とは平成14年から友好組合として、様々な交流を図ってまいりました。

いつかは事業の提携などと考えておりましたところ、平成30年の台風被害の復興のお手伝いが出来るとのこと。

災害の復興を通じて、被害を受けられた森林所有者のご心痛を少しでも和らげるお役立ちができるものと、大変光栄に思っています。

新型コロナウイルスの蔓延がなければ、もっと負担の少ない対応が取れたものと思われませんが、こればかりは仕方ありません。

今回のコロナウイルス感染症に罹患された方々の一日も早い回復と、大阪での収束を願っております。

末尾となりましたが、皆様の健康、安全と被災地の一日も早い復興、さらには相互の組合の更なる飛躍を心よりお祈り申し上げます。

南那珂森林組合
代表理事組合長 井上 文利



先発チームの4名（左から河野氏、松岡氏、森氏、立本氏）

活をされています。

コロナ禍来阪の作業には、公私にわたり様々な障害もあったと聞いており、また来阪後も不自由な生活を強いられることを鑑み、作業従事者各位には感謝の念に堪えません。

2チーム8名の作業が2つの組合の絆をより深めるきっかけになることと、作業期間中の安全を祈念しています。

◆ 大阪府内産木材利用 ◆



大阪府の森林環境税のメニューであった地域産木材の活用の推進に寄与した子育て施設の木質化促進事業を皮切りに、国の森林環境譲与税の使途の一つに木材利用が盛り込まれるなど、公共・民間ともに、家具から小物に至るまで木材の活用を進めようという機運が高まっています。



スターバックスコーヒー様



松坂屋高槻店



大阪空港国内線ターミナル南ゲートエリア店



梅田 EST 店

スターバックス様の店舗の家具などに、大阪府内産木材を活用いただいております。

LINKS UMEIDA 2階店、梅田EST店、大阪空港国内線ターミナル南ゲートエリア店で活用いただくのをはじめ、松坂屋高槻店においては、台風被害木をテーブルの天板材料に使用いただいております。

能勢町観光物産センター 地場産品販売店舗



これまでソフトクリーム売場であったユニットハウスに、地元産米を使ったおにぎりショップ機能を付加し、外装を木質化して9/19にリニューアルオープンしました。

■発注者：能勢町（環境創造部地域振興課）

■設置場所：能勢町観光物産センター
（道の駅能勢：くりの郷）

■木材使用量：1.2㎡

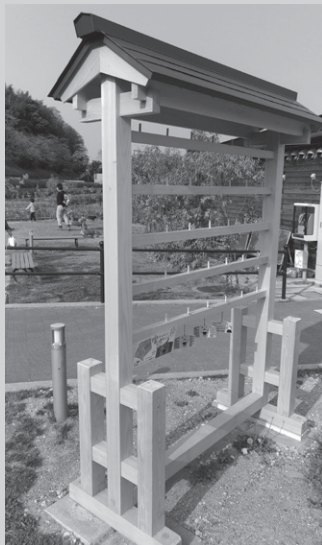
ネームプレート掛け （道の駅くろまろの郷敷地内に設置）

道の駅くろまろの郷（河内長野市高向）の物販コーナーにて、木製のネームプレートの販売開始とともに、敷地内にプレート掛けを設置しました。

■発注者：河内長野市

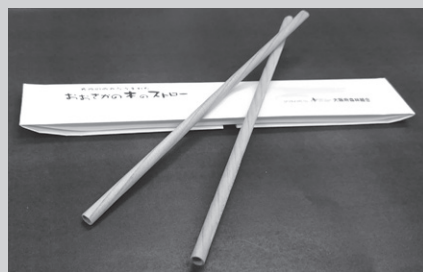
■設置場所：道の駅くろまろの郷

■木材使用量：0.3㎡（おおさか河内材ヒノキ）



木のストロー・木のタマゴ

脱プラスチックから端を発した木のストローです。極薄の木材単板をくるりと巻いた木のストローをノベルティにするのが静かなブームとなっています。



また木のタマゴは、数度に分けてスギ端材をやすり掛けの機械で加工すると出来上がり。たくさん作って木の香りが漂うボールプールに活用したり、希望される方には少ない個数でも木根館で販売しています。



令和元年度平井川護岸復旧工事



豪雨災害により崩壊した張りブロック河川護岸を木製校倉式土留工で復旧しました。

■発注者：豊能町（都市計画課）

■設置場所：豊能町吉川地内（平井川）

■木材使用量：7.5㎡（O&D ウッド）

出産お祝い積木



自治体から地域でお子さんが生まれた家庭に木製の積み木を贈呈しています。

■発注者：千早赤阪村

■配布先：新生児出産家庭

■納品個数：20個/年
（おおさか河内材スギ・ヒノキ）

和泉市消防本部打合せテーブル他

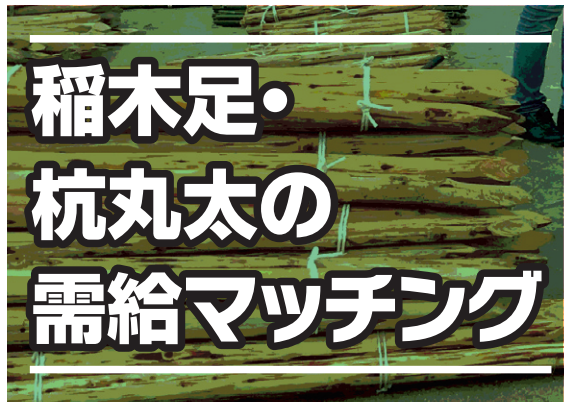


和泉市消防本部内に木製のテーブル・ベンチを設置していただきました。

■発注者：和泉市消防本部

■設置場所：消防本部内1Fホール及び2階EV前

■木材使用量：0.71㎡（いずもくヒノキ）



成熟期にある森林から生産される間伐材の地産地消について、行政や民間企業と連携し、公共建築物や民間商業施設等での利用を進めています。



造林作業は下火に

一方で近年は皆伐再造林が控えられていることもあり、小径材の供給は減少傾向です。

造林が盛んな頃、小径材は農業用の稲木足や杭材など地元内で流通されていたことが記憶にある方も少なくないと思います。

しかし小径材の搬出加工は労力と技術を要しますし、需要を支えていた農業・緑化資材としての杭材等も家族農業の停滞や機械化、公共緑化の縮小などで利用が減少するという需給両面の事情と、

ホームセンターの台頭が相まって、木材の地域内流通は途絶えている感もあります。
ただ機械化が困難な農地や家庭園芸などのために、杭丸太を購入したいという組合員さまや、市民からの問い合わせが森林組合に届くことが、しばしばあります。
また北摂・高槻生協では、生協組合員向けの地域農業啓発企画「楽農会」において、手刈りによる稲刈りを行い、稲木足を組んで稲を乾かす、という手法を参加体験型で実施し、農林資材と農産物の啓発に取り組まれています。



農林業祭で販売される杭丸太

このように決して昔ほどの量ではありませんが、杭丸太等の愛好家は、その使い勝手や寿命をよくご存じであり、需要は根強いものがあります。

作り置きしたまま倉庫で保管されている杭をお持ちでしたり、自伐林業に取り組み、杭も生産されている方で、地域内で利用されることに意義を感じていただけるようでしたら、最寄りの支店にお声がけ下さい。

決して需給とも安定的ではありませんので、ご希望の時期に沿えないかもしれません。小規模でも木材流通を維持することは地域社会に望ましいことだと考えておりますので、少しでも需給マッチ

ングできるよう情報収集に努めてまいります。



稲木に使用する地域も

また、小径材を素材丸太として出荷可能でしたら、豊能支店や木材センターで買取することも可能です。

なお、杭や丸太の買い取りに際しては、形状・樹種・寸法の規格を満たす必要がございますので、まずは最寄りの支店にお問い合わせ下さい。

台風・山火事などの災害による森林の損害への備え

森林とともに 80年

森林保険



森林保険は「森林保険法(昭和12年法律第25号)」などに基つき、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害、噴火災という8つの災害により被災した損害を総合的に補償するものです。

過去においては、平成16年に発生した大規模風災害に対し、全国で100億円を超える保険金をお支払いするなど、森林所有者の経済的損失を補う唯一のセーフティネットです。

お申し込みの流れ

①お申し込みのご相談

お見積もりに必要な以下の項目(森林の住所・樹種・林齢・面積など)をご準備のうえ、森林組合までご連絡ください。

②お見積もりのご提案

ご相談内容に応じて、お見積もりをご案内させていただきます。

③お申込み

内容が決まりましたら、申込書に記名・捺印の上、森林組合にご送付ください。
(その際、保険料を組合が指定する口座へお振込みください)
お申し込みにあたっては、交付される森林保険契約重要事項説明書をご確認ください。

④ご契約成立

手続きが完了しましたら、森林保険センターより、保険証書をお送りします。(保険証書は大切に保管してください)

■森林保険のご相談・お申し込みはお気軽に

大阪府森林組合 072-698-0950

組合の新しいメンバー紹介

組合に新たな仲間が加わりました。

本年9月に採用となった橋田君は現在32歳、島根県出身です。

高校までを地元で暮らし、大学進学のため大阪にやってきました。

その後、今年の7月までの6年間は島根県の森林組合に勤めていましたが、再び住居を大阪に移すこととなりました。

転職するなら同じ森林組合にと、当組合の求人に応募されたのがきっかけ。

採用後は豊能支店への配属となりました。

島根県の森林組合では主に補助事業を担当しており、まさに即戦力！

大学時代には野球部に所属し体力に



橋田卓也君

も自信あり、仕事への取り組み姿勢も真面目で積極的。将来有望な若者です。

今後は、橋田君がこれまでに培ってきた経験や知識、技能を大阪の林業に生かし、将来へ向けて組織ともども飛躍してくれることを期待しています。



丸大食品

心に残る贈り物

丸大のギフトは、どなたにも喜ばれます

11・12月はハムギフト、お正月商品を最大定価の30%引きでお求めいただけます
同封の用紙でお申し込みください

丸大食品株式会社 中日本特販営業課
〒557-0063 大阪市西成区南津守2-1-10
TEL 06(6657)0071 FAX 06(6657)1090